

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年9月12日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和7年7月28日（月）午後3時30分頃、周南市大字大道理の施設駐車場において、周南市コミュニティバス大道理須々万線の運行業務受託者が運転するコミュニティバス車両が方向転換しようとした際、後方に停車中の相手方車両に接触した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥182,802-

2 専決処分の年月日

令和7年8月29日